

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式による受注候補者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルに参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

令和7年5月16日

牛久市長 沼田 和利

1 調達に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度牛久市ブランディング戦略策定支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別紙「令和7年度牛久市ブランディング戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 見積限度額

8,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 資格要件

- (1) 国税又は地方税を滞納していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 牛久市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条に規定する者や団体でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 過去に国又は地方公共団体における同種又は類似業務を実施した実績を有する者であること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書とプレゼンテーションにより、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥実施体制の適切性
会社の業務実績	⑦同種又は類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

(1) 事務局 牛久市市長公室営業戦略課

〒300-1292 牛久市中央3丁目15番地1 本庁舎3階

電 話 029(873)2111

F A X 029(871)3246

E-mail sales@city.ushiku.ibaraki.jp

(2) 公募に関する説明書等の交付

ア 交付期間

公告の日から令和7年6月9日(月)の17時まで。

イ 交付場所

上記(1)の事務局に同じ。

ウ 交付方法

上記(1)において直接交付、または市ホームページよりダウンロードする。なお、直接交付を希望する場合は、上記(1)の事務局へ事前に連絡すること。

(3) 質問の受付

別に定める説明書による。

5 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数 送付の場合

ア 企画提案提出書(様式1号) 1部

イ 資格要件に係る申立書(様式2号) 1部

ウ 企画提案書(任意様式) 7部

仕様書の内容を踏まえ、下記の内容を盛り込むこと。

- ・仕様書「4 委託業務の内容」に関する具体的な企画案
- ・業務実施体制、作業工程
- ・企画競争参加者の同種又は類似業務の実績

・企画競争参加者の概要（資本金、従業員数、業種、主な業務内容等）

・担当者名及び連絡先

エ 履歴事項全部証明書 1 部

オ 納税証明書（その 3 未納税額のない証明用） 1 部

カ 直近 1 年分の財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書を含む） 1 部

キ 見積書（任意様式） 1 部

（2）提出期限 令和 7 年 6 月 9 日（月）17 時必着

（3）提出方法 電子メールまたは送付（※）に限る。なお、電子メールにて提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

※ 送付記録が残る方法により 6 月 9 日必着で送付すること。

（4）提出先 上記 4（1）の事務局に同じ。

6 その他

（1）書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

（2）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

（3）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（4）提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

（5）採択された企画提案書の著作権は牛久市に帰属する。

（6）企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。

（7）契約書作成の要否 要